

○犬山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年4月1日要綱第24号

改正

平成29年6月21日要綱第76号

平成30年7月19日要綱第71号

令和元年9月30日要綱第29号

令和3年4月1日要綱第84号

令和3年9月30日要綱第130号

令和4年3月18日要綱第34号

令和6年4月1日要綱第59号

犬山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(総合事業の目的)

第3条 総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体の参画の下で地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で生活するために効果的かつ効率的な支援等が受けられる地域づくりを行うことを目的とする。

(総合事業の内容)

第4条 市が行う総合事業は、次に掲げるものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する事業として次に掲げる事業（以下「第1号事業」という。）

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ 介護予防ケアマネジメント

(2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業として次に掲げる事業（以下「一般介護予防事業」という。）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項第1号に掲げる事業の内容及び実施方法は、別表第1に定めるとおりとする。

（対象者）

第5条 第1号事業の対象者（以下「第1号事業対象者」という。）は、施行規則第140条の62の4に規定する被保険者とする。

2 一般介護予防事業の対象となる者は、第1号被保険者とする。

（第1号事業の利用の手続）

第6条 第1号事業対象者は、第1号事業を利用しようとするときは、事前に市長に届出るものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該届出をした者に対し第4条第1項第1号ウの介護予防ケアマネジメントを行い、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、同号アの訪問型サービス、同号イの通所型サービスその他の適切な介護予防に資する事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助をするものとする。

（指定事業者により実施する第1号事業に要する費用の額）

第7条 指定事業者により実施する第1号事業に要する費用の額は、別表第2に掲げるサービス区分に応じ、同表に掲げる単位数に1単位の単価を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1

円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(第1号事業支給費の支給)

第8条 指定事業者に支給するサービス事業支給費（法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の額は、前条の規定により算出した第1号事業に要する費用の額の100分の90（サービス事業の利用者が、第1号被保険者であって次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める割合）に相当する額とする。

(1) 法第59条の2第1項の政令で定めるところにより算定した所得の額が同項の政令で定める額以上である場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の80

(2) 法第59条の2第2項の政令で定めるところにより算定した所得の額が同項の同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合 100分の70

(支給限度額)

第9条 居宅要支援被保険者が指定事業者が行うその指定に係る第1号事業を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 施行規則第140条の62の4第2号に規定する被保険者（以下「事業対象者」という。）が指定事業者が行うその指定に係る第1号事業を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。

(利用料)

第10条 第1号事業のうち訪問型サービス及び通所型サービスの利用者は、当該サービスに要した費用として、別表第3に定める額（以下「利用料」という。）を負担しなければならない。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第11条 市長は、前条に規定する利用料が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を利用者

に対し支給することができる。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第12条 市長は、第10条に規定する利用料及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を利用者に対し支給することができる。

(事業対象者の有効期間)

第13条 事業対象者の有効期間は、施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準(以下「基本チェックリスト」という。)の実施日から4年間とする。ただし、基本チェックリスト実施日が月の初日でない場合にあっては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

(事業対象者の有効期間の更新)

第14条 事業対象者は、前条に定める期間の末日の60日前から当該末日までの間に、再度、基本チェックリストを実施することにより、第1号事業を受けることができる期間を更新することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間における平成27年3月31日までに県の指定を受けた介護事業所が行うサービスに係る別表第2の規定の運用については、同表1単位の単価の欄中「犬山市の地域区分における訪問介護」とあるのは「事業所の所在地の地域区分における訪問介護」と、「犬山市の地域区分における通所介護」とあるのは、「事業所の所在地の地域区分における通所介護」とする。

(住所地特例対象被保険者の特例)

- 3 法第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者に係る別表第2の規定の適用については、同表介護予防ケアマネジメントの項中「単位告示別表第3項に定める単位数」とあるのは「442単位」と、「単価告示に定める犬山市の地域区分における介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額」とあるのは「10円」とする。

附 則 (平成29年6月21日要綱第76号)

この要綱は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年7月19日要綱第71号)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日要綱第29号)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の犬山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提供されるサービスに係る利用料について適用し、同日前に提供されたサービスに係る利用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月1日要綱第84号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の犬山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に提供されるサービスに係る利用料について適用し、同日前に提供されたサービスに係る利用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントに係る単位数は、別表第2に定める単位数に1000分の1001を乗じた数(1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数)(当該数

が1未満のときは、1)とする。

附 則（令和3年9月30日要綱第130号）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に提供されるサービスに係る利用料について適用し、同日前に提供されたサービスに係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月18日要綱第34号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される犬山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第13条に規定する基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）に係る同条に規定にする事業対象者の有効期間（以下「有効期間」という。）について適用し、同日前に実施される基本チェックリストに係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日要綱第59号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の犬山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に提供されるサービスに係る利用料について適用し、同日前に提供されたサービスに係る利用料については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

サービス区分		内容	実施方法
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	旧介護予防訪問介護に準ずる。	指定事業者により実施
通所型サービス	通所介護相当サービス	旧介護予防通所介護に準ずる。	指定事業者により実施

ス	通所介護基準 緩和サービス	施設に通所し、自立した生活を目指し、介護予防プログラムを行う。	指定事業者により実施
介護予防ケアマネジメント		総合事業によるサービス等が適切に提供できるようマネジメントを行う。	法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにより実施。

別表第2（第7条関係）

サービス区分		単位数		1単位の単価
訪問型 サービス	訪問介護 相当サービス	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「単位告示」という。）別表第1項に定める単位数		厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める犬山市の地域区分における訪問介護の割合に10円を乗じて得た額
通所型 サービス	通所介護 基準緩和 サービス	単位告示別表第2項に定める単位数		単価告示に定める犬山市の地域区分における通所介護の割合に10円を乗じて得た額
		週1回（4時間以上）	1月につき 1,439単位	
		週1回（1時間30分から4時間未満）	1月につき 864単位	
		送迎減算	1月につき	

		94単位	
	栄養改善加算	1月につき 200単位	
	口腔機能向上加算	1月につき 150単位	
	一体的サービス提供加算	1月につき 480単位	
介護予防ケアマネジメント	単位告示別表第3項に定める単位数		単価告示に定める犬山市の地域区分における介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額

別表第3（第10条関係）

サービス区分		利用料
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	第7条に定める費用の額から第8条の規定により支給するサービス事業支給費の額を控除した額
通所型サービス	通所介護相当サービス	
	通所介護基準緩和サービス	